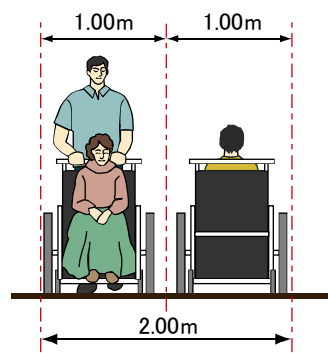


主な整備基準

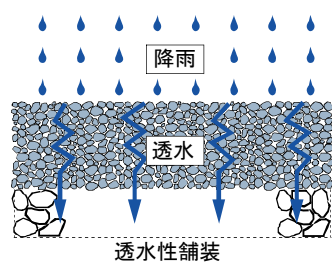
■ 有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



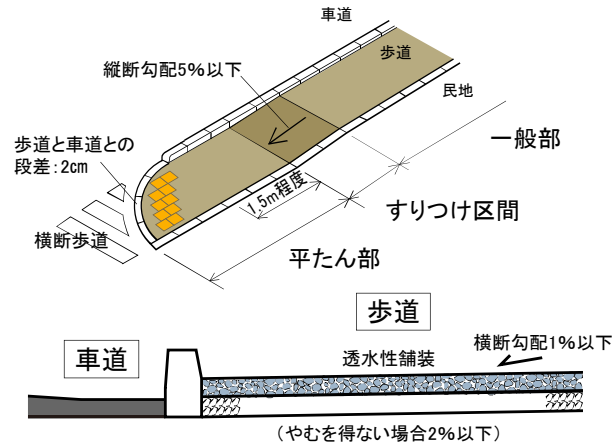
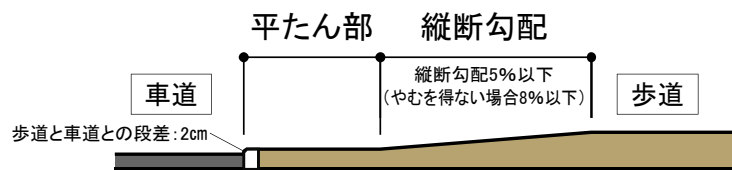
■ 舗装材

- 歩道の舗装は、平たんで滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとする。
- 歩道の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道と車道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平たん部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則として黄色とする。(周囲の舗装材の色は容易にブロック部分が識別できるように配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗車口などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設、その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
 - 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。
- 全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様の御協力をお願いします。

お問い合わせ

横浜市南区南土木事務所
〒232-0064 横浜市南区別所1-7-24 電話:045-741-3121 FAX:045-714-5411

横浜市中区中土木事務所
〒231-0023 横浜市中区山下町246番地 電話:045-641-7681 FAX:045-664-6196

横浜市道路局道路部施設課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話:045-671-2731 FAX:045-651-5443
ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/>

平成27年4月発行

横浜市 阪東橋駅・ 黄金町駅周辺地区 道路特定事業計画

— 概要版 —

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。南区・中区内では、区の中心的地域として、行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設など不特定多数の人が利用する施設が集積した阪東橋駅・黄金町駅周辺を対象に、「横浜市阪東橋駅・黄金町駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しています。

今回、この基本構想の実現に向け、「横浜市阪東橋駅・黄金町駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

■ 生活関連経路

生活関連施設(旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設)相互間の経路で、特にバリアフリー化を図る必要性が高い経路とします。

なお、生活関連経路は、目標とする整備水準によって、次の2つに区分します。

生活関連経路(A)

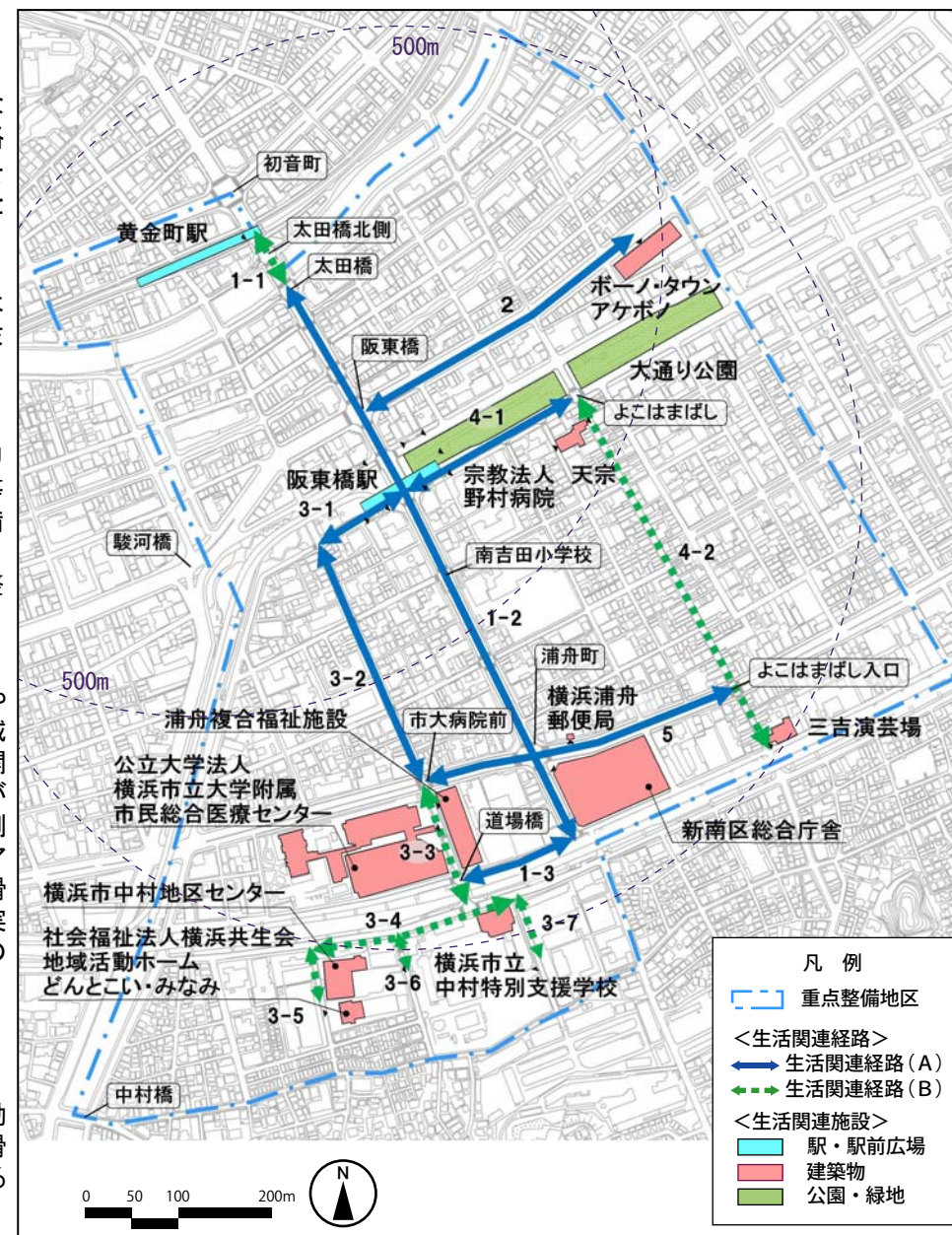
生活関連経路のうち、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

生活関連経路(B)

生活関連経路のうち地形や市街化の状況等、その地域固有の制約により、生活関連経路Aに設定できないが、その経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限りバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)

■ 重点整備地区

生活関連施設が複数所在し、かつ当該施設相互間の移動が徒歩で行われ、移動等円滑化事業を推進する必要があると認められる地区



道路特定事業の整備方針

- 目標年次.....原則として、平成31年度までを目標に整備を実施します。
- 整備レベルの設定..地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的に整備するために他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。
- 整備基準.....「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

(1) 個別経路の事業計画

| 経路名称 事業区間 | 経路種別 生活関連経路(A) 生活関連経路(B) | 事業内容と事業量 | | | | | | | | | | 事業実施 予定期間 (年度) | 事業実施に 際して 配慮すべき 重要事項 | | | | | | |
|---|--------------------------------|----------|--------|-------|---------|----|----------------------------|--------------|-----------|--------|---------|----------------------|-------------------------------|--------|----|---|---|----|------|
| | | 道路構造の改修 | | | | | 視覚障害者 誘導用ブロック の敷設・改修 | | その他 | | | | | | | | | | |
| | | 歩道の改修 | 歩道の改修 | | | | 連続経路敷設 新設 | 交差点部等の 敷設 | カラーベルトの設置 | 車止めの撤去 | 植栽ますの改善 | | | 照明柱の移設 | | | | | |
| 全面改修 | 部分改修 | | 平坦部の確保 | 勾配の改修 | 排水施設の改修 | 新設 | | | | | | 改修 | 新設 | | 改修 | m | 基 | 箇所 | 箇所 |
| 1-1 藤棚浦舟通り1 黄金町駅 ～太田橋交差点 | ● | 33 | 3 | | | 84 | 3 | | | | | | | | | | | | |
| 1-2 藤棚浦舟通り2 太田橋交差点 ～浦舟水道橋 | ● | 38 | 4 | 4 | 1 | 1 | 405 | 12 | 5 | | | | 1 | | | | | | |
| 1-3 みなみマーノ保育園前 道場橋交差点 ～浦舟水道橋 | ● | 12 | | | | 2 | | 1 | 2 | | | | | | | | | | |
| 3-1 阪東橋駅出口4付近 医大通り入口 ～阪東橋駅 | ● | | | | | | | 102 | | | | | | | | | | | |
| 3-2 医大通り 医大通り入口 ～市大病院前交差点 | ● | 13 | 3 | | | 13 | 124 | 4 | 13 | | | | | | | | | | |
| 3-3 市大病院前、道場橋 市大病院前交差点 ～横浜市立中村特別支援学校北側 | ● | | | 2 | | 1 | | 2 | 5 | | | 7 | | | | | | | |
| 3-4 中村川沿い 横浜市中村地区センター北側 ～横浜市立中村特別支援学校北側 | ● | | | 4 | | | | 4 | | | | | | | | | | | |
| 3-5 どんとこい・みなみ前 横浜市中村地区センター北側 ～どんとこい・みなみ入口 | ● | | | | | | | | | 76 | | | | | | | | | |
| 3-6 しろばら保育園前 しろばら保育園北側 ～横浜市立中村特別支援学校入口 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | 整備済み |
| 3-7 中村特別支援学校東側 横浜市立中村特別支援学校北側 ～横浜市立中村特別支援学校入口 | ● | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4-1 大通り公園沿い 阪東橋駅 ～よこはまばし交差点 | ● | | | 4 | | 1 | | 4 | | | | | | | | | | | |
| 4-2 横浜橋通商店街、 三吉演芸場前 よこはまばし交差点 ～三吉演芸場前 | ● | 15 | 0.1 | | | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 新南区総合庁舎北側 市大病院前交差点 ～よこはまばし入口交差点 | ● | 91 | 37 | | | 3 | 67 | 4 | | | | 10 | | | | | | | |

全面改修：歩道の全幅員を改修すること。
 部分改修：歩道の一部分を改修すること。
 平坦部の確保：横断歩道等の手前の歩道内の平坦部の確保や歩道内の段差を改善すること。
 勾配の改修：車両乗り入れ部分の横断勾配を改善すること。

道路特定事業の整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

- (1) 個別経路の事業計画
- (2) 道路特定事業計画の対象経路

なお、他事業者との調整や予算等により必要に応じて計画を見直します。

(2) 道路特定事業計画の対象経路

